

給付金の申請はお済みですか!?

申請期限は10月1日(水)

※期限後の申請は受理できません!!

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

- ・対象者1人につき **10,000円**
(加算措置あり)

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

- ・対象児童者1人につき **10,000円**

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

愛知県内にお住まい
の子育て世帯には

注)「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」は、受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

子育て支援減税手当

- ・対象児童者1人につき **10,000円**

消費税率の引上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう特に子育て世帯を支援するため、国の給付金に加えて愛知県内にお住まいの子育て世帯に手当を給付します。

★詳しい内容は、裏面をご覧ください★



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)「子育て世帯臨時特例給付金」「子育て支援減税手当」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村・厚生労働省・愛知県の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

・平成26年度分の住民税(市町村民税[均等割])が課税されていない方が対象です。

ただし、

〔	・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合	〕	は除きます。
	・生活保護の受給者である場合 など		

●支給額

・1人につき **10,000円**

・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2

※1 平成26年4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

・次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(下表の限度額目安未満かどうか)

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童

・支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

〔	・「臨時福祉給付金」の対象となる児童	〕	は除きます。
	・生活保護の受給者となっている児童 など		

●支給額

・対象児童1人につき **10,000円**

表【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

愛知県内にお住まい
の子育て世帯には

子育て支援減税手当

支給要件

●支給対象者

次の全ての要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月1日時点で愛知県内にお住まいの方

②平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童なども対象です。

●支給額

対象児童1人につき **10,000円**

問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ

津島市役所児童課臨時福祉給付金等担当グループ ☎0567-24-1111

●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル: ☎0570(037)192

愛知県 子育て支援減税手当コールセンター: ☎052(954)6248